第六管区海上保安本部公示第32号

水路業務法(昭和25年法律第102号)第八条の規定に基づき、水路測量の実施 について 次のとおり公示する。

令和6年7月29日

第六管区海上保安本部長

小野 雄介(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 広島県広島港湾振興事務所
 - 住 所 広島県広島市南区宇品二丁目23-53
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 広島港(付図1及び付図2のとおり)
 - 期 間 令和6年8月8日から 令和6年8月30日までのうち3日間
- 3 水路測量の実施方法 単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号) 第六条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を揚げる。





